

第23回
日本海・九州西広域漁業調整委員会
議事録

平成26年3月19日
水産庁

1 開催日時

平成26年3月19日（水） 14：31～16：44

2 開催場所

都道府県会館101大会議室

（東京都千代田区平河町2-6-3）

3 出席委員

【会長】

学識経験者 橋本 明彦

【都道府県海区互選委員】

秋田県海区 佐々木 健

山形県海区 加藤 栄

新潟県海区 小田 政市

石川県海区 志幸 松栄

京都府海区 西川順之輔

兵庫県海区 吉岡 修一

鳥取県海区 生越日出男

島根県海区 肥後 和雄

山口県海区 上野 知昭

福岡県海区 本田清一郎

佐賀県海区 杠 学

長崎県海区 大久保照亨

熊本県海区 福田 靖

鹿児島県海区 野村 義也

沖縄県海区 山川 義昭

【農林水産大臣選任委員】

漁業者代表 森脇 寛

漁業者代表	金子 岩久
漁業者代表	濱田 憲志
漁業者代表	伊藤 保夫
漁業者代表	中川 善文
漁業者代表	川越 一男
漁業者代表	濱村 尚登
学識経験者	清野 聡子

4 議 題

- (1) 会長等の互選について
- (2) 広域資源管理に係る広域漁業調整委員会指示について
 - ・九州・山口北西海域トラフグ
 - ・有明海ガザミ
- (3) 広域魚種の資源管理について
- (4) 平成26年度資源管理関係予算について
- (5) その他

○事務局（城崎）

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第23回日本海・九州西広域漁業調整委員会を開催いたします。

本日は、会構成員のうち北海道の市山委員、青森県の角田委員、富山県の魚崎委員、福井県の齊藤委員が、そして、大臣選任委員からは安成委員がご都合つかず、欠席されておりますが、委員定数29名のうち定足数である過半数を超える24名の方の参加を賜っておりますので、漁業法第114条で準用いたします同法101条の規定によりまして、本委員会は成立していることをまずご報告申し上げます。

それでは、会議に先立ちまして水産庁の枝元資源管理部長より一言ご挨拶申し上げます。

○枝元部長

ご苦労さまでございます。水産庁の枝元でございます。第23回の日本海・九州西広域漁業調整委員会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、年度末のご多忙の中、ご出席をいただきありがとうございます。また、日頃より資源管理、漁業調整など各種の課題にご尽力を賜りまして、改めて御礼を申し上げます。本日は、農林水産大臣の選任委員の皆様におかれましては、新しい任期が始まりました最初の委員会となります。このたび新たに就任された委員の方もいらっしゃると思いますが、今後とも皆様どうぞよろしくお願い申し上げます。

東日本の大震災より3年経過いたしました。水産業の一日も早い復興を目指しまして、これまで委員の皆様方からご指導、ご助言いただきながら、努力をしまいましたが、引き続き皆様のご協力を頂きながら、全力を尽くしてまいりたいというふうに存じますので、よろしくお願い申し上げます。

本日の委員会では、カタクチイワシ、ブリ、ウルメイワシ、マダラ、ホッケといったTAC対象外の広域重要魚種や、従来より取り組んでおりますトラフグの資源管理についてご議論いただきますとともに、国際的な管理が進められている太平洋クロマグロについて、最新の資源評価をご報告いたしまして、今後の対応についてご議論いただきたいと思いますというふうに思っております。また、「水産日本の復活」に向けた取り組みといたしまして、現在、私ども、「浜の活力再生プラン」と「浜の応援団」を進めております。その説明を

させていただきますとともに、来週の24日には有識者から成る資源管理のあり方検討会の第1回の会合を予定しておりますので、本日の機会にこれらについてご紹介をしたいと考えております。

委員の皆様方におかれましては、ぜひ活発なご意見を頂きまして、皆様のご意見も踏まえまして、資源の回復・管理に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○事務局（城崎）

続きまして、本日配付している資料の確認をさせていただきます。

お配りしている資料ですが、まず、ホチキス止めをしております議事次第、委員名簿、配席図、そして出席者名簿でございます。そして、本日の説明に使わせていただく資料が1から6までございまして、まず1-1がトラフグの資料でございます。1-2、横置き1枚紙、ガザミの資料でございます。資料2、1枚紙、裏表になっておりますが、「広域魚種の資源管理について」という紙でございます。そして、資料2-1、横置きのマダラの資料でございます。資料2-2、ウルメイワシの横置き資料でございます。そして、資料2-3、1枚紙の裏表のホッケの資料でございます。そして、資料2-4、横置き1枚紙でございます。そして、資料2-5、横置きのマグロの関係資料でございます。資料2-6、トラフグの横置き資料でございます。そして、2-7、2-8は裏表になっておりまして、マサバの資料と、裏面がマチ類の資料でございます。そして、資料3が予算関係の資料でございます。資料4がカラー刷りの横置き「浜の活力再生プラン」の資料でございます。そして、資料5が「浜の応援団」の資料でございます。資料6、こちらは1枚紙の「資源管理のあり方検討会」の資料となっております。

以上が本日の説明に使う資料でございます。不足等ありましたら、いつでも構いませんので事務局まで一言お申し出くださいませ。

実は、本日のこの第23回の委員会は、第4期の方々、皆さんお揃いの初めての会合でございますので、会長と会長職務を代理する者の互選していただくということになっております。会長及び会長の職務を代理する者が選出されるまでの間、水産庁の熊谷管理課長が仮の議長を務めさせていただきたいと思っておりますけれども、いかがでございでしょうか、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは仮の議長、水産庁熊谷課長、よろしくお願いいたしますし

ます。

○熊谷課長

熊谷です。僭越ながら仮の議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたしますします。

議事に入ります前に、今回の大臣選任委員の改選に伴いまして、2名の委員が新たに選任されましたので、ご紹介いたします。一言ご挨拶をお願いしたいと思います。漁業者代表の金子岩久委員でございます。

○金子委員

東洋漁業の金子でございます。どうぞよろしくお願いいたしますします。

○熊谷課長

ありがとうございます。

同じく漁業者代表の濱田憲志委員でございます。

○濱田委員

大祐漁業の濱田と申します。よろしくよろしくお願いいたしますします。

○熊谷課長

ありがとうございます。

それでは、議題1、会長等の互選についてでございます。事務局より概要説明お願いいたします。

○事務局（城崎）

それでは、まずお手元にお配りしております委員名簿をご用意ください。

本委員会につきましては、日本海・九州西海域の区域内に設置されております海区漁業調整委員会の委員の中から、都道府県ごとに互選されました委員19名、そして、農林水産大臣が選任をいたします漁業者代表の方が7名、そして同じく学識経験者の方3名の合計29名で構成されております。委員の任期につきましては、道府県の互選委員の方々が平成25年10月1日から平成29年9月30日までの4年間、大臣選任の方々におかれましては、平成26年3月1日から平成30年2月28日までの4年間となっております。

なお、本委員会の会長は漁業法の第114条で準用いたします同法の第85条第2項の規定によりまして、また、会長職務を代理する者につきましては、漁業法施行令第3条第2項の規定によりまして、委員が互選することと規定されております。

簡単ではありますが、説明は以上でございます。

○熊谷課長

ありがとうございます。

それでは、互選による選出を行いたいと思います。どなたか立候補される方、またはご推薦される方がおられましたら、お申し出ください。

福田委員。

○福田委員

熊本県の福田と申します。本委員会は広域的な資源管理に関する協議や調整などを行う場でありますので、中立的な立場の学識委員の方が適任だと思います。会長は前回に引き続き学識経験委員の橋本明彦委員に、また、会長の職務代理は同じく学識経験委員の清野聡子委員をお願いしてはいかがでしょうか。

以上です。

○熊谷課長

ご意見ありがとうございます。

ただいま福田委員のほうからご提案がございました。皆様にお諮りしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○熊谷課長

それでは、会長は橋本明彦委員に、そして、会長の職務を代理する者は清野聡子委員をお願いすることにいたします。お二人におかれましては、前期に引き続いての就任でございますが、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

ただいま会長及び会長の職務を代理する者が互選されましたので、以降の議事進行は橋本明彦会長によりしくお願いいたします。

○橋本会長

橋本でございます。

早いもので、この広域漁業調整委員会に関わりまして4年が経ちましたが、前期では各魚種の資源回復計画というものを中心にご審議いただいていたところでございますが、それが広域資源管理方針へと枠組みの変更が行われて、また、最近ではクロマグロの広域資源管理の話、あるいはその他の広域資源管理の必要な魚種の検討といった、本委員

会の役割はますます多岐にわたってきたと認識をしております。この責任ある会長職に引き続き携わることになりまして、浅学非才な身としては非常に身の引き締まる思いでございますが、今後とも引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

よろしくお願ひいたします。

それでは、会長の職務を代理する者に就任いただいた清野聡子委員から一言、簡単にご挨拶をいただけたらと思ひます。

○清野委員

ありがとうございます。ただいま皆様方より会長の職務を代理する者としてご推薦いただきました清野でございます。会長不在の場合の職務代行ということですので、会長不在の際にはその職を滞りなく遂行できますよう、皆様のご協力をどうぞよろしくお願ひいたします。

○橋本会長

ありがとうございました。

ここで議事に移ります前に、水産庁からは枝元部長のほかに多数の方が参加しておられますので、ご紹介をしたいと思ひます。

長谷増殖推進部長でございます。

それから、遠藤資源管理部審議官でございます。

それから、内海資源管理部漁業調整課長でございます。

それから、熊谷資源管理部管理課長でございます。

それから、加藤資源管理部管理課資源管理推進室長でございます。

ありがとうございます。

続きまして、後日まとめられます本委員会の議事録の署名人を選出しておく必要がございます。本委員会の事務規程第12条により、会長の私からご指名をさせていただきたいと思ひます。都道府県互選委員からは兵庫県の吉岡委員、農林水産大臣選任委員からは濱村委員、このお二方に本日の委員会に係る議事録の署名人をお願ひしたいと思ひます。どうかよろしくお願ひいたします。

それでは、早速でございますが、議題の2に移りたいと思ひます。議題2の広域資源管理に係る広域漁業調整委員会指示についてという議題でございます。

まず、九州・山口北西海域におけるトラフグに関する委員会指示について、続いて有

明海のガザミの委員会指示について、本委員会に先立って開催されました九州西部会での議論を含め、一括して事務局より説明を申し上げます。

よろしく申し上げます。

○事務局（佐藤）

それでは、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第38号と第39号案のご説明の前に、本委員会の前に開催されました九州西部会でご説明させていただきましたトラフグにおける平成26年度以降の取り組みについて簡単にご説明いたします。

資料1-1の最後の28ページをご覧ください。

平成26年3月12日に開催されましたトラフグ広域資源管理検討会議で作成され、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に実施するトラフグに係る広域資源管理方針の概要でございます。平成26年度以降も引き続き漁獲努力量の削減措置としまして、休漁期間の設定、全長制限、操業の承認及び届出、資源の積極的培養措置、漁場環境保全の取り組みを行うこととしております。また、漁獲努力量の削減措置につきましては、実効性を担保するために、広域漁業調整委員会指示を行うこととしております。

それでは、トラフグ広域資源管理方針の資源管理措置に係ります日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第38号と39号（案）のご説明をさせていただきます。お手元には、指示第38号と39号の概要、それから38号と39号の（案）、それから「トラフグはえ縄漁業承認等事務取扱要領（案）」を配付しておりますが、説明につきましては、概要で説明をさせていただきます。

それでは、資料1-1の1ページをご覧ください。

トラフグの資源管理に関する広調委指示は2本から成っております。1つ目の指示第38号案は、承認制・届出制を実施するものでございます。

まず、承認制・届出制の実施としまして、承認対象船は総トン数5トン以上のトラフグはえ縄漁船、それから、漁獲努力量の増加を制限するために、県ごとに承認隻数の上限を定めており、6県で合計271隻としております。それから、届出制対象船舶は総トン数5トン未満のトラフグはえ縄漁船としております。

次の（2）の承認番号の表示につきましては、引き続き承認を受けたトラフグはえ縄漁船は、船舶の船橋両側の見やすい場所に承認番号を表示することとしております。

それから、（3）の漁獲成績報告書の提出の取りまとめ期間でございますが、平成26年

9月から平成27年3月までの操業記録を提出いただくこととなっております。提出期間は、操業記録を取りまとめていただくために、平成27年4月30日までとなっております。

(4)の指示の有効期間につきましては、平成26年4月1日から平成27年5月31日までとなっております。指示の有効期間を5月31日までとなっておりますのは、県を經由して漁業者の皆様から提出していただくからです。

続きまして、2つ目の指示第39号(案)の操業期間等の制限に係るものでございます。

まず、(1)の操業期間の制限ですが、2ページ目と3ページに概念図を添付しておりますが、海域をAからEの5つに分けまして、海域及び浮縄、底縄の漁法ごとに休漁期間を設定することとなっております。

1ページになりますが、(2)としまして、一部海域では20cm以下ですが、全長25cm以下の小型魚の再放流に取り組んでいただくこととなっております。

(3)の指示の有効期間につきましては、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとなっております。

以上がトラフグに係る指示第38号と39号(案)についての説明でございます。

引き続き有明海のガザミの資源管理に関する指示についてご説明いたします。お手元の資料1-2をご覧ください。

平成26年度の有明海におけるガザミの採捕についてですが、昨年と同様の指示を出すこととなっております。

1の指示の内容につきましては、有明海において平成26年6月1日から6月15日までの15日間、たも網その他のすくい網によるガザミの採捕を禁止することとなっております。

次に、2の指示の有効期間につきましては、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとなっております。

以上が広調委指示についての説明でございます。

○橋本会長

ありがとうございました。

ただいま、例年どおりではございますが、トラフグに係る承認制・届出制に係る38号、それから、制限条件等に係る指示の第39号、それからもう一つ、ガザミについての採捕を禁止する期間を定める40号という(案)の説明でございました。ただいまの説明と提案につきましては、ご質問あるいはご意見等があれば承りたいと思います。何かございま

せんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、本委員会としまして、日本海・九州西広域漁業調整委員会の指示第38号、第39号及び第40号、これを発動するという事で決定をしてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○橋本会長

異議なしということで、ありがとうございます。

また、併せまして、事務手続でございますが、部分的な修文あるいは文言の修正等が生じた場合には、私にご一任いただくことでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、この3つの委員会指示につきまして、事務局は事務の手続を進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、次の議題に移りたいと思っております。議題の3は、広域魚種の資源管理についてという表題になっております。

まず、議題3のうち、初めに3の1として、太平洋のクロマグロの資源管理について、事務局から説明をいたしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○事務局（鈴木）

水産庁の漁業調整課の鈴木と申します。私から説明させていただきます。座って説明させていただきます。

お手元の資料2-5をご覧ください。私のほうから太平洋クロマグロの資源状況と管理の方向性について説明させていただきます。

1枚めくっていただいて、右下に1と数字が書いてあるものをご覧ください。

北太平洋まぐろ類国際科学委員会、ISCと呼ばれているものですが、この太平洋クロマグロ作業部会が2月17~22日にかけてアメリカで開催されております。ここでは資源評価のアップデートとそれに基づく管理提言が行われたところでございます。

ここで1つ手続的なことを補足させていただきますが、この作業部会の結果は、作業部会の上部の会合でありますISC本会合で了承されないとISCの正式な決定とはなりません。お手元の資料は3月10日の太平洋広調委と同じものになっておりますが、10日の時点ではこのISC本体会合は開催されてなかった関係で、1ページ目の下に記載しています

とおり、我が国研究者の計算結果という前提のもとで10日の時点では説明させていただきました。今回の資料にもその旨記載されておりますが、既に今月の13日にISCの本学会が開催されております。そこでこの作業部会の結果が正式に採択されておりますので、現時点では、日本の研究者の計算結果であると同時に、これがISCによって正式に採択された結果ということをご補足させていただきます。

1枚めくっていただいて2ページ目をご覧ください。それでは、具体的にISCの結果に移りたいと思います。

2ページ目、こちらはクロマグロの親の資源量の変動になります。資源評価上、3歳の一部から親として計算しております。歴史的な中間値というものがありますが、これは黒い点線として、1952年以降の資源量の真ん中の記録をとったものでして、約4万3,000トン、歴史的最低値、これは赤の点線ですが、1952年以降で最も低かった観測値として、1984年に約1万9,000トンを記録しております。2012年の資源量は2万6,324トン、前回の昨年の広域漁業調整委員会でご説明した2010年の数値、2万2,606トンより若干増加しております。この原因は、最近数値が向上しております台湾のはえ縄ですね、これは親のマグロを漁獲しているわけですが、そのCPUEを資源評価に利用した結果、この資源量も向上したということでございます。

しかしながら、ISCは、特に最近の2年間の数値は極めて不確実性が高い、この傾向は慎重に判断する必要があると指摘しております。これは、この資源評価に必要な重要なデータとして、日本のはえ縄のデータも利用しているわけですが、日本のはえ縄のCPUEと台湾のはえ縄のCPUEのトレンドと異なりますか、傾向が異なっております、そのために慎重に解釈する必要があるという指摘をしております。この作業部会では台湾のデータの信ぴょう性も議論されておまして、この取り扱いについては今後の検討課題という形になっております。ただ、いずれにしても、若干の変動はありますが、事実としましては歴史的最低値の付近にあるということは間違いありません。回復基調にあるということは決して判断できないのではないかと考えております。

次に、3ページでございますが、こちらは加入量の変動になります。毎年7月1日の時点での0歳魚の推定尾数ということです。2012年の加入量、約712万尾で、この61年間で8番目に低い数字となっております。また、直近の5年間の平均値も過去の平均的な水準、これは赤線ですが、約1,500万尾を下回る状況となっております。

次に、4ページをご覧ください。親魚資源量の将来予測というものでございます。

これは、昨年(WCPFC)の会合においてISCに対して、資源評価に加えて現在の国際的な保存管理措置の規制に幾つかの追加的な規制を加えた場合に、10年後、15年後に資源がどのようになるかということを経算すべきという要請が行われました。要請したものの内容を一覽にしたのがこちらの表になっております。ここではいずれのシナリオにおいても、漁獲量の削減の基準は、2002-2004年の平均水準ということになっております。

シナリオ1をご覧ください。現在のWCPFC及びIATTCの規制をそのまま継続したらどうなるかというものでございます。シナリオ2から4は、未成魚の漁獲量を15%削減したまま固定して、さらにそれに親の漁獲量を15%削減したものや、太平洋の東側の漁獲量を変化させたものになります。シナリオ5と7は、未成魚の漁獲量を25%まで削減したものでして、シナリオ6、赤の部分、これが最も厳しいものでして、太平洋側の西側の未成魚の漁獲量を50%削減して、東部太平洋のほうも現行のTAC、5,500トンを半減しているというものになります。以上のシナリオを設定しまして、2014年からこれらの規制を実施した場合、親のマグロの資源量がどの程度回復するかという計算を行っております。

1枚めくっていただいて、5ページ目、こちらのグラフがその結果でございます。2014年から始まりまして、今後10年程度の状況をグラフに記載しております。実際にはシナリオは7つございますが、それを全て記載しますと非常に見にくくなりますので、あえて4つの代表的なシナリオを記載しております。グラフを上から見ていただきますと、赤の実線がシナリオ6というものでして、未成魚を50%削減したもの、青の点線がシナリオ5というものでして、未成魚を25%削減したもの、緑の点線、破線がシナリオ3で、未成魚を15%削減したものに加えて成魚を15%削減したものになります。一番下の青い線ですね、ちょっと見づらくなってはおりますが、青い線がシナリオ1ということにして、現在の規制を継続した場合ということです。横軸と並行の一番下の黒い点線が歴史的最低値でございます、上のほうの黒い点線が歴史的な中間値でございます。ご覧になっておわかりのように、赤の実線、すなわち未成魚の50%削減のシナリオ6以外は、今後10年間ほとんど増加が見られないという状況になっております。

さらに補足しますと、こちらのグラフは現在の低加入が10年間継続すると仮定した場合でして、各シナリオについて6,000回のシミュレーションをしているというものでござ

います。その中間値の線をここに記載しておりますので、本来ならばそれぞれのシナリオについて6,000本の線が引かれているわけですが、実際にお手元にあるのはその真ん中の値で、3,000番目の線が引かれているということでございます。

また、この注釈に記載しておりますが、この歴史的中間値、上の4.3万トンと書いてあるところですが、ここに10年以内に達成する確率を計算しますと、未成魚を25%削減した場合ですと16%の確率、未成魚を50%削減した場合には85%の確率で10年以内に歴史的中間値を達成するということになります。

次に、6ページ目にこの結果をまとめてございます。1番目に、低加入が継続する場合、現行のWCPFC、IATTCの規制措置では親魚資源の回復は期待できない、2番目に、低加入が継続した場合、未成魚を50%削減した場合のみ親魚資源が回復、3番目に、上記2の場合、親魚資源は10年以内に85%の確率で歴史的中間値、約4万3,000トンまで回復する見込みということでございます。

7ページをご覧ください。

こういった結果を踏まえて、ISCからは7ページの提言が出されております。ここでもう一つだけ補足、修正させていただきたいんですが、このタイトルに「想定される」と書いてございますが、これも太平洋広調委が開催された時点がISCの本体の会合の前でございまして、その時点ではISCの作業部会の結果が正式に承認されていなかったため、ここではあくまでも想定ということで記載しておりました。ただ、今般、13日にISC本体会合が作業部会の結果を正式に採択しておりますので、現時点ではここにある「想定される」という文言は不要となります。

したがって、ISCからの提言としましては、こちらに記載してありますとおり、漁獲死亡率及び未成魚漁獲量の大幅な削減をすべきということと、それに加えて、未成魚の加入動向を迅速に把握するため、加入のモニタリングを強化すべきというものでございます。

なお、ここにどれくらい漁獲量を削減しろというものが出てきておりませんが、これはWCPFCとかIATTCの国際機関において、親の資源をどこまで回復させるか、いつまでに回復するかという達成目標、それをまだISCに対して示していないものですから、ISCとして具体的な削減量というのは示せていない状況になっております。従って、我々に求められることとしましては、いつまでにどれだけ回復するかという管理目標を決めていき

まして、それに伴って削減を決めていくということが必要になるかと思っております。
次をめぐってください。

では、日本としてどのようなことを進めていくかということでございますが、それがこの8ページに記載しております。最初の黒丸でございますが、日本としては、親魚資源を10年以内に歴史的中間値まで回復させたいと考えております。これを大きな目標といたしまして、そのために当面の間、未成魚漁獲量を2002-2004年平均レベルから半減に向けて、国際的・国内的な対応を進めていくこととしたいということでございます。

もう一枚めぐっていただきまして、こういった方針を実現させるために、国際的にやるべきこと、国内的にやるべきことがございます。国際的には、IATTCやWCPFCといった国際機関において、今ご説明したことが採択されるよう、リーダーシップを一層発揮していくということでございます。また、国内的には、半減に向けて今まで様々な措置を導入してまいりましたが、特にまき網に関しましては漁獲量上限規制を強化すること、曳き縄、定置網等の沿岸漁業につきましては、今般4月から承認制が導入されますが、これをベースに漁獲量を迅速にモニタリングするシステムを構築し、漁獲の状況ができる限りリアルタイムに把握できる状況をつくって、とり過ぎを防ぐことなどが必要かと思われまます。

ただ、実際にどの程度、削減期間が必要かということですが、今のような低加入がずっと続く状況ですと、10年とかかるかもしれませんし、現実的には未成魚の加入は、先ほど3ページですか、ご説明したように変動がございます。低加入の時期であっても卓越年級群のような比較的大きな加入が見られることもございます。こういった場合にしっかり未成魚を取り残すことができれば、資源はより早く、想定よりも早く回復することもあるかと思えます。ISCのほうでは原則3年ごとに資源評価を行いますので、卓越年級群の発生状況や我々の削減努力の成果がどうなったかということも含めて、国際的な措置が見直されて、削減量も見直されるような国際的な措置となるよう努めてまいり考えております。

以上が本体でして、10ページ以降、参考資料をつけております。ほとんどが既存の資料でございますが、今回新たに付け加えているものを若干説明させていただきますと、13ページ目以降、13ページは国ごとに漁獲量を成魚、未成魚に分けた推定値でございます。左側の水色に色をかけてある部分が未成魚の漁獲量になっております。下のほうに2002

－2004年の平均値、そこから15%削減した数字、50%削減した数字を記載しております。日本の場合ですと、2002－2004年の平均値は8,015トンでございますので、この50%は4,007トンになります。2012年を見ていただきますと、日本の未成魚漁獲量は3,815トンですので、非常に変動が激しい状況ではございますが、2012年というのは既に50%削減の水準を下回っている状況になっております。

14ページは、国内の漁業種類ごとに成魚、未成魚を推定した数字でございます。

あとは、20ページをご覧くださいければと思うんですが、20ページは年齢別にそれぞれの漁業種類がどれだけ漁獲死亡に影響を与えているかというものでして、左から0歳、1歳、真ん中の列が上から2歳、3歳、4歳、一番右の列が5歳、6歳、7歳以上という形になっております。左上の0歳ですと、一番影響が大きいのが、見づらくて恐縮なんですけど、オレンジ色が下になっているんですが、オレンジ色が日本のまき網、その次が赤色が韓国のまき網、緑色が日本の曳き縄になっております。その下、1歳にいきますと、曳き縄の比率が下がりますと、青色の定置が出てきます。それで、ピンクのメキシコのまき網も出てきます。2歳になりますと、メキシコのまき網が大部分を占めておりますと、これは2歳、3歳ですね。4歳から6歳にかけては、他の年齢に比べて相対的に漁獲死亡率は低くなっておりますが、日本のまき網、黄色い部分が出ております。7歳以上になるとほとんど見えないんですが、黒色の日本のはえ縄と色の濃い青の台湾のはえ縄がわずかにあるという状況でございます。

以上が私からの説明になります。

○事務局（城崎）

続きまして、沿岸漁業につきまして補足をさせていただきます。

今、太平洋クロマグロをめぐる主情勢につきましては、鈴木から説明があったとおりでございます。沿岸のクロマグロ漁業、いわゆる曳き縄ですとか釣りにつきましては、この数年間、この広調委でも議論してまいりまして、届出制を経て、この4月1日からは承認制へ移行することになっております。現在は、先日承認の締め切りをいたしまして、事務手続をしているところでございます。これまでの数年来、この広調委で議論いただきました。この4月1日からの承認制の実現に向けて、まずは感謝を申し上げたいと思います。

一方で、今説明がありましたとおり、太平洋のクロマグロの資源状況を踏まえますと、

関係する漁業全体での対応を早急にとる必要があるということでございますので、これについて改めてご理解をお願いする次第でございます。このうち、先ほどの冒頭資料にありました科学委員会からの要請、提言というところでは、1つには、未成魚の加入動向を迅速に把握するための加入モニタリングの強化、これが求められているという状況でございます。これにつきましては、まずは沿岸漁業としましては、未成魚の漁獲の多い県、大体数は12県ぐらいあるんですけれども、未成魚漁獲が多い県との間でヨコワの発生、漁獲の状況というのをできるだけタイムラグなく情報収集が出来るような体制を作っていきたいと考えております。年度が変わりまして、近日中にも関係県にお声かけをして、一度、情報収集体制の構築に向けた検討会を開催したいと思っております。よって、関係県に連絡をしたいと思っておりますので、その際には是非ともご協力をお願いいたします。

また、漁獲の抑制というところにつきましては、沿岸漁業につきましては、曳き縄のほかには定置網等もございます。そういう各地域、各漁業種類ごとにそれぞれの漁業実態、地域の実情を踏まえながら、何が出来て何が出来ないのかということを整理した上で、また、時に浜のご意見を伺いながら相談をしていきたいというふうに思っております。これにつきましては、まだ現時点で具体的なものはありませんが、相談に伺う際には是非とも協力をお願いしたいというふうに思っております。

事務局からの説明はとりあえず以上でございます。

○橋本会長

ありがとうございました。

ただいまお二人から太平洋クロマグロの管理についての説明がございました。ただいまの説明について何かご質問、ご意見等あれば承りたいと思いますが、どなたか。

小田委員、どうぞ。

○小田委員

新潟の小田でございます。

ただいま事務局から2人のご説明がありましたが、第一に浜の声として、定置網での漁獲規制についてはまず現場の声をよく聞いてもらいたいと、これが一番の願いでございます。

ところで、私は、新潟県の大型定置、大体18カ所あるわけでございます、24年は251

トン、25年が238トンというようなことでございます。新潟県の漁獲は定置網がほとんどでございます。95%、あとは釣りとかでほとんど5%ぐらい。また、佐渡側ばかりでなくて新潟側の漁獲量は40トン、それで粟島が38トンで、95%を占めていると。こういうふうな状況で、小さい曳き縄とか一本釣りというのは5%。このような状況になっております。新潟県の場合はアマチュアの釣り船もいるわけではございますけれども、定置網ではこういうような方向がなされているんですから、とにかく現場の話をよく聞いていただきたいとお願いいたします。

以上です。

○橋本会長

ありがとうございます。

新潟の委員からは、定置網のウエイトが非常に高いので、こういったモニタリングあるいは制限とかいう話に向けての検討には、浜の声を十分聞いてほしいというご意見をいただいたところでございます。

ほかに何かご意見、ご質問でも構いませんけれども、本件についてございませんでしょうか。

金子委員。

○金子委員

私は長崎で漁業を行っております金子でございます。

国のほうから、これまでも我が国全体の取り組みとしてのマグロの説明をいただいておりますが、現時点におきましての漁獲量の上限設定による管理措置を実施しているのは、基本的に大中型まき網でございます。この上、来年以降は大中型まき網漁業の漁獲規制をさらに強化していくという中において、ほかの漁業は漁獲量のモニタリングシステムの構築という中で、我々、規制を行っていく者としては大変厳しい状況がございます。

特に、この資料に書いている中で、まず8ページの「当面の間」というところの文の下に、「国際的・国内的な対応を進めることとしたい」というお話がありますが、11ページの参考資料に、右側の回遊という地図がございます。これは私どもが平成13年から未成年のマグロの規制を行っている中におきまして、私たちが規制したマグロが今度は太平洋を通りまして、メキシコである程度漁獲がされていると。せっかく私たちが資源管

理を行って、獲らずにいた未成魚が結局、中間魚、成魚になってメキシコで獲られていくと。残った魚が韓国を經由してまた日本に来るわけですが、韓国においても私たちが資源管理で規制した魚がやはり獲られているという現状があります。そういう中におきまして、今後、水産庁としまして、国内の規制だけではなくて国際的な規制・管理をどういうふうに進めていくかということにつきまして、お話をいただきたいと思えます。

○橋本会長

ありがとうございます。

国内的に大中型まき網規制をかけて進めているという中で——じゃ、水産庁のほうからお答えをしないと。

○遠藤審議官

お答え申し上げます。審議官の遠藤と申します。よろしく申し上げます。

国際的な話につきましては、中西部太平洋、それから東部太平洋と、それぞれ国際機関がございます。マグロの規制を行っている国際機関がございます、それが今年また、東側はIATTC、西側はWCPFCと言っておりますけれども、それぞれ会合が開かれます。そこで我々としては今回のISCの結果を踏まえまして、これは科学的にそういったことが必要であるということがございますから、その場で半減に向けて対応できるように一生懸命頑張ってきたと思っております。また、それには、やはり国内でも日本が率先して資源管理を行っていくという、こういう姿勢を示していく必要があると思えますので、その辺につきましてもよろしくお願ひしたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○橋本会長

ありがとうございました。

長谷部長から次、補足的に。

○長谷部長

補足させていただきます。

クロマグロの漁獲量を見ると、日本が相当部分とっているわけですがけれども、金子委員が言われるように、日本だけがやってもいい結果にはなりませんので、その部分は今、遠藤審議官が言ったように、しっかり交渉していくということだと思えます。

あと、小田委員が言われたことについて、もう皆さんご承知のとおり、定置での漁獲

量管理というのはとても難しい、国内のTAC管理でも手がついてないような話ですから、非常に難しいということは大前提になるわけですがけれども、先ほど事務局のほうから説明がありましたように最近では低加入だと。2012年並みの加入、子供が入ってくる量が少なければ、半減——半減措置というところとちょっとびっくりしますが、2012年はもう既にそれを下回っていたということではありますが、話が出ましたように、加入にすごく振れがありますから、たくさん子供が入ってきたときに取り残して、資源をどうにか回復させていこうということを考えているわけです。

その中で、まき網については既にもう規制もかかっている、それについてまた引き続き強化の方向で見直していくわけですがけれども、一方で、まき網がそういうことで我慢しているときに、加入が非常にあったときに、定置のほうで、言葉はあれですがけれども、とり放題ということでは、やっぱり国全体として取り組んでいくという中で、足並みそろいませんので、難しい取り組みなんですけれども、これから知恵を絞って定置にも相応の中に協力いただくということで検討していきたいということでございますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

○橋本会長

ありがとうございました。

大変難しい問題ではございますが、太平洋のクロマグロの資源管理については、国内でも誰か一人だけが厳しい対応をするというのではなく、みんなで出来ることをやっていくと。そういう姿勢をまず日本として示して、さらに国際的な交渉でも、その日本の努力とつながるような形で、役所にも交渉いただくという対応の仕方になっていくのではないかと思います。

ほかにこの太平洋のマグロの資源管理についてご意見。

大久保委員。

○大久保委員

長崎の大久保ですがけれども、今、事務局が浜の声を言ってくださいということで一言。

マグロはもう非常に資源が減っております。そういう中で、水産庁さんがこうして資源管理を強硬にされることは、我々も苦しいけれども、やっぱり将来のため、子供たちのためにはいいことと思っております。しかしながら、いろんな勉強した中で、世界各国で産卵場所のところで産卵期はほとんどのところが禁漁区になっております。そうい

う中で、日本は産卵場所で禁漁区になっておりません。しかし、まき網だけじゃなくて、禁漁期間は水産庁のほうで取り決めがあれば我々も従うし、そうしないとまず子供を産ませないとやっぱり子孫が残っていかないから、その点、水産庁はどういう考えを持っているのでしょうか。

○橋本会長

内海漁業調整課長、お願いします。

○内海漁業調整課長

マグロの資源管理ということで今説明がありまして、基本的には国際委員会のほうは小さなマグロを、未成魚のマグロを保護しなさいと言われております。それで、今の資料のちょうど2ページと3ページ、これページめくらないとちょっとなかなか見えませんが、この資源の特性として、2ページのほうに親魚の大きなトレンドがずっと書かれているんですけども、3ページのほうで加入量ということで、加入量が非常にグラフがギザギザになって、たくさん出る時もあれば、少ししか出ないときがあると。

これが何を物語っているかといいますと、先ほど来ちょっと話にもありましたけれども、親子の関係がなかなかクリアに出てこない。つまりは、親が少ないときもポーンと加入量が大きいつきが出たり、親がたくさんいても加入がポッと少ないときが出てくるということで、こういう資源の特性を踏まえて国際的な機関では一番、資源方法に注力すべきは、未成魚のところにターゲットを合わせて、そこをまず守るのが一番資源にとってインパクトがあるという勧告が出ています。その部分をまず半減をするというレポートが出ている以上、まずその部分を日本としてしっかり守っていく。その部分での資源管理措置を講じていくということがまず大切な部分だと思っています。

実は、産卵親魚についてどうするのかということで、これはこのマグロの半減の措置というのはいろんなところで出て、ほかからもいろいろ言われてきてはおります。今言ったように、なかなか親を守っても、守った分だけ子が出てくるかという因果関係がなかなかクリアでないんで、その部分でどうしていくかというのは少し検討しないといけないと思っていますけれども、そういう声にもどうやって応えていくか。非常に資源的には子供を守るのも親を守るのも、これは資源にとってはプラスの効果になるので、どういうふうにしていくかというのは少し検討してみたいと思いますけれども、プライオリティー、順番としてはまず未成魚の半減というものをまず皆さんと議論をしてから、

さらにまた必要に応じてそれを検討していったらどうかと、今のところはそういう考えであります。

○橋本会長

ありがとうございました。

よろしいですか、それで。まだ。

○枝元部長

ちょっと補足いたしますと、資料の25ページですね、参考資料の。何もやってないわけではなくて、この一番下に、(2)の成魚30kg以上ということで、日本における産卵場所であります日本海において、産卵期の漁獲量の制限等をやっております。そういう意味では、これまでも何もやってきてないということではございませんので、そこについてはご理解をいただきたいというふうに思います。

○橋本会長

ありがとうございました。

大久保委員、よろしいですか。あんまりよろしくない。

○大久保委員

納得しませんけれども、これ以上議論したらお互いあんまりよくないので、一つ一つ解決してください。よろしく願います。

○橋本会長

まずプライオリティーの高い未成魚の漁獲の制限というのに取っかかって、あと、全く何もやらないというわけではないし、今、部長が言われたように、産卵期の制限というのも現実には行われている。

ほかにマグロについてございますか。

森脇委員、どうぞ。

○森脇委員

まき網の森脇です。

このたび提出されたこのクロマグロの資源管理において、2015年以降にはクロマグロの未成魚の漁獲を半減するということが今回提示されたわけでございますが、これ以上——これ以上というか、現状でも経営はすごく大変でして、経営とそれから資源管理とどっちが大事かという話になろうかと思いますが、大変なことであるというふうに考え

ております。実際、先ほど来から言われております2011年からは、まき網としては未成魚の資源管理を行っております。さらにWCPFCでは言われてなかったことも自主的にやっております。これは先ほど枝元部長からもご指摘のとおりです。

それで、今回、このクロマグロの未成魚を漁獲する、漁業全体で管理していくということについて十分協議をして、納得いくようなものにしてほしいと。と言いますのも、先ほど来から言われております、今までまき網はずっと資源管理ということで、唯一このクロマグロについては国内の漁業でやってきたわけですね。今回は全漁業種類でやるということですので、これは納得のいくところをお願いしたいというふうに思います。

それともう一点、15ページにございますが、未成魚の定義が変わった場合どうなるのというのがあると思うんですが、今までこの未成魚の定義につきまして、一回も聞いたこともないし、こんな考え方はどこから出てきたんだろうというふうに思うわけですが、この意図というか、何でこういうのが急に出てきたんでしょうか。その辺を教えてくださいたいと思いますが。

○事務局（鈴木）

すみません。これは参考として付けさせていただいたのですが、現時点でWCPFCの定義は0～3歳、30kg未満でございます。ですから、30kgということでこれまでやってきたということにして、そこは今変わっておりません。ただ、この間のISCの会議で、未成魚の定義を厳密に年齢ではなく成熟率で見た場合にどうなるんだという議論がございまして、要は、そうすると30kgを超えた部分についても、未成熟のものというのは当然ございまして、そこが表の「30kg以上」という部分で、30kgを超え且つ未成熟なものというのを数字を記載したものでございます。現時点で何かここが変わるということではございませんが、参考としてこういうのを付けさせていただいたということでございます。ISCというか、北委員会の定義は30kg未満になっております。

○森脇委員

この今現状行われている定義が変わりますと、私ども漁業につきましては大変なことになるというふうに考えます。ですので、是非これは今までどおりでできるような方向で話をしていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○橋本会長

ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

清野委員。

○清野委員

クロマグロについて本当に非常事態であるということと、それから、漁業者の皆さんが大変ご苦労されているというご報告をいただきまして、もうちょっと消費者として何ができるかみたいな情報も今後開示していただくといいかなと思います。つまり、それだけいろいろ資源管理をしたり漁獲制限した場合に、魚価で救える部分というのはどのくらいあるのかという社会経済的な試算といいますか、それもまた多分、まだ研究中の部分はあると思うんですけれども、そういう情報をもとに漁業自体が、やっぱり漁業者の方が10年間持ちこたえられるだけの社会的な対策も水産庁から今の時点でご提案いただくと、社会全体で支えることが可能になる部分もあるかもしれません。

それからもう一つ、今回、統計の中で資源的な統計が多いんですけれども、先ほどご紹介ありました産卵魚であるとか、もうちょっと生物学的なところの情報も加味した、どこでどのくらいのものを保護すればいいのかという細かいプログラムも今後、研究していただいて提示していただくと、各地先でやれることのメニューが増えるのではないかと思います。

そして、先ほど保護区の話がありまして、これだけのマグロのような魚の産卵場所というのは、世界でも保護区をかけているというところが多いわけですからけれども、多分、そういうマグロを中心として保護区をかけることによって、ほかの魚の生態系全体も守れる可能性があったりとか、そういうことであれば、マグロ種の一つの代表種として、重要に守るべき水産資源的にホットスポットとなるようなところの漁獲に関して、エリア管理という保護区管理をもうちょっと進めてもいいのではないかなと思います。

と申しましたのは、先ほど国際会議の話がございまして、漁業関係の国際会議ということでご回答をいただきました。一方で、今年の秋は隣の韓国で生物多様性条約の国際会議のCOP12という、日本が4年前にやったものを韓国でやります。その中で、やはりこういった海洋生態系の保護のために、もうちょっと各国協力して保護区の管理をしようという枠組みがございます。多分、水産庁さんではそちらにもご対応されると思いますけれども、あらゆる方法を使って、漁業の会議だけだと、どうしても漁業という業の部分がでてしまうと思うんですけれども、ことやっぱり生態系ということも含めて、日本

がリーダーシップをとっていただいて、国際的にこの海域にウオッチが集まっている中で、共同できちんと管理をしていって、そういった日本が10年間、ある意味、部分的なモラトリアムをする部分をほかの国もシェアしていただくような動きをしていただけるといいのかなと思っています。

長くなりましたが、以上です。

○橋本会長

ありがとうございました。確かに、漁業関係の国際管理機関の会議だけではなくて、そういった生物多様性条約の会議であるとか、関連するような場でもこういった日本側の立場の理解を深めて、国際協調に持っていけるような進め方が重要だというふうに思います。ありがとうございます。

大分時間も進んでまいりましたが、クロマグロについてはこれぐらいでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

広域魚種の資源管理について、まず1点目の太平洋クロマグロの話を終えまして、広域魚種の2つ目の議題でございます。そちらに移りたいと思います。この2番目の議題については、3の2でございますが、TAC対象候補魚種について、TAC対象以外の広域重要魚種について、これまでに広域漁業調整委員会あるいは水産政策審議会、そういった場での議論を交えながら資料のほうで事務局から説明をしたいと思います。質疑につきましては、資料の説明を全て終えてから一括して承りたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、事務局、よろしく願いいたします。

○事務局（城崎）

それでは、資料2をお手元にご用意ください。

当初はこの資料2からご説明する予定でしたが、順番を変えてマグロからご説明をしましたので、これからは資料2につきましてご説明を差し上げます。

資料2、広域重要魚種でありますカタクチイワシ、ブリ、ホッケ、ウルメイワシ、マダラ、この5つの魚種につきましては、水産政策審議会の資源管理分科会において、TAC対象魚種に追加をする候補として議論が行われてまいりました。そして、現時点ではTAC魚種に追加する必要は低いものの、引き続き検討すると、このように整理をされており

ます。これを受けまして、各広域漁業調整委員会の場では、これら5魚種につきまして、資源の状況ですとか漁業実態、資源管理のあり方、こういうことにつきまして議論をしてまいりました。

これらの議論を踏まえまして、昨年12月には国が定めます資源管理指針の中に、そのほかの広域魚種ということで、これら5つにつきまして追加記載をしております。この追加記載が資料2、裏面を見ていただきたいんですけども、この資源管理指針の関係文の抜粋をつけております。左側にアンダーラインを振っておりますが、カタクチイワシ、ブリ、ウルメイワシ、マダラについては、下のほうになりますが、朗読をしますけれども、資源状態はおおむね安定はしているが、海洋環境の変化が資源の分布や漁獲の動向に影響することから、海洋環境や漁獲の動向等をモニタリングした上で、各地域における漁業管理等の情報を共有しつつ、各地域における関係者間の協議や広域漁業調整委員会の場などを通じて、資源管理のあり方を検討する必要がある。このように記載をしております。また、ホッケにつきましては、一番最後の5行ぐらいになりますが、特にホッケの資源の太宗を占めます道北系群につきましては、資源の状態が非常に悪化しているということで、漁獲量や漁獲努力量の大幅削減に取り組む必要があると、このように整理をしております。

これまでは、これら5魚種につきまして、カタクチイワシやブリについて、各県のアンケートなどを交えてご紹介してきたわけでありましたが、本日は残る3魚種につきましても、今の資源の現状、漁業の状況、それらにつきまして資料に基づいてご説明したいと思っております。

それでは、まずマダラからご紹介します。お手元に資料2-1、横置きの資料をお手元にご用意ください。ちょっと時間の関係で要点のみかいつまんでご紹介をいたします。

まず、ページめくりますと、日本地図が3つございます。マダラにつきましては、大きく分けて北海道の付近に分布するものと、太平洋北部の系群のもの、そして日本海の系群のもの、この3つが大きく分けてございます。

1ページめくっていただきますと、こちらは北海道の付近に分布するマダラでございまして、資源の水準は高位、動向は増加傾向にあると、そのような状況でございます。グラフを見ますと、1990年代の後半から2004年にかけてグーッと下降ぎみになっておりますが、2005年以降、増加傾向にあるという状況でございます。下のほうにいきますと、

漁業の関係を書いてございまして、主に底びきですとか刺し網、はえ縄、このような漁法で獲られているという実態がございまして。

4ページにいきますと、こちらは太平洋の北部の系群でございまして。こちらは水準は高位、動向は増加傾向ということで、これは3年前の東日本大震災の関係で操業が低調になっているということが大きく影響していると考えられております。漁法としますと、底びき網漁業、はえ縄、この辺は先ほど北海道の群と変わりありませんが、加えて、冬の産卵期に接岸してくる個体を対象とした定置網や刺し網もあると、そのような状況でございまして。

もう1ページめくっていただきますと、5ページには、こちらは日本海系群でございまして。こちらのほうはグラフの桁が1桁違っております、漁獲の割合というのは全国で約1割ぐらいの非常に量的には少ないんですけれども、日本海の各県におかれては冬場の重要な魚種になっていると、そういう状況でございまして。漁法としますと、底びき網、刺し網、定置網等々、いろいろな漁業、多岐にわたって漁獲されているという状況でございまして。

そして、6ページ目、ご覧いただきますと、漁獲量の推移が書いてございまして、近年は漸減傾向にあって、ここ数年は4万～5万トンの間を推移していて、直近では4.8万トン弱というようになっております。この中が、先ほどの各分布のものからしますと、北海道にいるものが大体6割ぐらい、太平洋の北部のものが3割ぐらい、そして日本海北部のものが1割ぐらいと、そのような内訳になっております。

そして、ちょっと飛びまして10ページ目をお開きいただきたいんですけれども、10ページ目はマダラの資源管理取組みの状況でございまして。1番目の丸は、冒頭にご紹介をいたしました国の資源管理指針のほうに、その他の広域魚種ということで追記がされたということでございまして。そして、2つ目の丸ですが、都道府県の取り組みでは、漁獲のある16道府県のうち、マダラを魚種別の管理の対象としているものが北海道と青森県に2つあるということ、そして、漁業種類別の資源管理の対象として、なかなかとり分けが難しい漁法が多いものですから、包括した資源管理の取り組みというものが7県で行われている状況でございまして。

そして、もう1ページめくっていただきますと、11ページには青森県の取り組みが書いてございまして。青森県では、資源回復計画後も放卵・放精後の親魚のあるいは小型魚

の再放流ということを実施しております、また、積極的な培養措置として種苗放流を継続実施している状況でございます。

そして、一番最後のページ、13ページでありますけれども、これまでの報告を簡単にまとめてございます。冒頭にご紹介したとおり、マダラにつきましては、北海道、太平洋北区、日本海北区及び日本海西区において漁獲されており、それぞれの系群というのは、状況は異なっているということでございます。マダラを漁獲する操業といいますと、底びき網、はえ縄、刺し網、小型機船底びき網と、非常に多岐にわたっておるということが特徴であります。また、選択的に漁獲をすることが難しいことから、資源管理の状況としますと、魚種を包括した資源管理が取り組まれているという状況でございます。

以上、簡単であります、マダラについての報告でございます。

○事務局（南）

続いて、ウルメイワシについてご説明いたします。水産庁管理課、南と申します。よろしくお願いいたします。

早速ですが、資料2-2をご覧くださいと思います。

まず最初に、3ページ目をご覧くださいと思います。ウルメイワシにつきましては、分布図にありますとおり、太平洋中西部に分布いたします太平洋系群、それから日本海西部から東シナ海に分布いたします対馬暖流系群の2系群に分けられております。寿命は太平洋系群で2歳前後、対馬のほうでは3歳、いずれの系群も1歳で成熟が開始されると考えられています。産卵期は太平洋系群では10月～7月ごろ、対馬暖流系群では、九州周辺水域では周年、日本海北部では春から夏ごろとされています。

次に、資源状況ですが、4ページ目をご覧くださいと思います。まず太平洋系群ですが、資源評価ではこの系群、資源量のデータや知見が不足しているため、産卵量によって推定が行われております。近年の産卵量の推移から、資源水準は中位、動向は横ばいというふうになっております。資源の特性としまして、近年では2004年～2007年まで産卵量の増加が続き、2007年産卵期にピーク、その後2008年に減少しましたが、2009年以降の産卵量は安定している状況となっております。

次に、対馬暖流系群ですが、5ページ目をご覧ください。この系群は、資源水準は中位、動向は増加傾向という資源評価結果となっております。グラフをご覧のとおり、1980年代前半にかけまして資源量は減少傾向にありましたが、1980年代後半から90年代前半

にかけまして増加、その後2000年代前半にかけて再び減少しましたが、2001年以降は変動しながらも徐々に増加傾向となっています。

次に漁獲の状況についてですが、6ページをご覧ください。漁獲量は、2000年代前半は3万トン前後となっていました。次第に増加しまして、2000年代後半は5～6万トンで推移、2011年、2012年は8万トンを超えるという高い水準となっています。

7ページに都道府県別漁獲量をお示ししておりますが、この海区別の下グラフでもおわかりになるとおり、太平洋中西部、それから日本海西部から東シナ海周辺の府県による漁獲が中心となっているという状況です。

続いて、8ページ目でございます。漁業種類別の漁獲状況を整理しております。ご覧のとおり、中小型まき網漁業による漁獲が大半を占めておりまして、また、漁獲量全体の8割以上が知事管理漁業による漁獲となっている現状でございます。

次に、9ページ目でございます。資源管理の状況についてですが、まず国の資源管理指針につきましては、先ほどの資料2でもご説明しましたとおり、ウルメイワシにつきましても指針に追加いたしまして、海洋環境や漁獲動向等のモニタリングをした上で、今後、資源管理のあり方について検討することとしております。

また、都道府県のほうの資源管理指針におきましては、2012年に漁獲のある32道府県のうち、ウルメイワシを魚種別資源管理の対象としているのが高知、長崎の2県、また、漁業種類別の資源管理の対象としているのが和歌山、島根、宮崎といった18府県となっております。具体的な管理措置といたしましては、右側の囲みにありますとおり、休漁日の設定だとか操業日数制限、漁具制限といった取り組みが行われております。

最後に、10ページ目でまとめとしておりますが、内容は繰り返しとなりますが、1つ目といたしまして、太平洋系群は資源水準は中位、動向は横ばい、続いて対馬暖流系群は資源水準は中位、増加。それから、漁獲の大半が中小型まき網などを中心といたしません知事管理漁業によるものとなっていること。太平洋系群につきましては、現在の漁獲圧が資源に悪影響を及ぼす可能性は小さいと言われておりますが、将来的に海洋環境が変化した際には注意を要する必要があること。対馬暖流系群につきましては、漁獲の大半が0・1歳魚ということもございまして、資源を安定して利用するためには、漁獲圧を上げないこと、親魚量を維持することなどの方策が有効であるということです。また、資源管理の取り組み状況につきましては、一部の府県におきまして個別に資源管理に取

り組まれているところであり、現状では広域的な資源管理の取り組みは特にないということでございます。

以上、ウルメイワシの説明を終わります。

○事務局（蓬田）

それでは、続きましてホッケについてご説明いたします。私、北海道漁業調整事務所の蓬田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、お手持ちの資料２－３、北海道におけるホッケ資源管理の取り組みの資料をご覧ください。

我が国周辺水域のホッケは、主に北海道周辺水域に分布しております。このうち日本海北部からオホーツク海に広く分布し、漁獲の大半を占めている主要な系群が道北系群というものになりますが、この資源状況につきましては、資源評価の結果、資源水準は低位、動向は減少と評価されております。

次に、漁獲の状況でございます。関係する漁業種類は、沖合底びき網漁業を主体として、沿岸の定置網漁業、底建網漁業、刺し網漁業などとなりまして、北海道内の多種多様な漁業種類によって漁獲されております。また、漁獲量につきましては、下の図にありますように、1980年代前半に10万トンから3万トンまで減少しましたが、その後増加しまして、1998年には20万トンを超え、その後10万トンを超えて推移してはりましたが、2009年以降に漁獲量が急変しまして、2012年の漁獲量は6万2,000トンと、近年急激に減少している状況にあります。

次に、資源管理の状況でございます。先ほどご説明したような、近年、特に2009年以降の資源状況の悪化と漁獲量の減少というものを受けまして、北海道内の漁業者、行政、試験研究機関が協力し、漁業者による自主的な資源回復対策に平成24年の秋から平成27年の夏までの3年間取り組むことを一昨年決定しております。資源回復の目標としましては、将来的に10万トン程度の漁獲が持続的に確保されることを目指しまして、資源を支える未成魚の保護と産卵親魚の確保のために、漁獲量または漁獲努力量の3割程度を削減する措置を各地区・各漁業種類単位で漁業者自らが取り決め、現在、各地区・各漁業種類において漁業者が主体となった自主的な資源管理措置を実施しているところでございます。

裏のページにまいります。

これからの資料ですが、先ほどご説明しました自主的な資源管理措置の内容につきまして、各地区・各漁業種類ごとで取り決めた具体的な取り組み内容と、平成24年1月から12月までの1年間の取り組み実績をまとめた表になります。なお、沖合底びき網漁業につきましては、表の下のほうに注意書きをつけておりますが、資源管理措置を決定した一昨年秋の時点を起点に操業管理を実施していることから、沖合底びき網漁業分のみ平成24年9月から平成25年8月までの1年間の取り組み実績となっております。ご了承ください。

表のほうに入ります。左側の列に取り組みを実施する地区、漁業種類をお示ししております。資源管理の取り組みを実施している地区及び漁業種類につきましては、日本海側の小樽地区では沖合底びき網漁業、底建網漁業、刺し網漁業、少し北の留萌管内ではえびこぎ網漁業、底建網漁業、日本海とオホーツク海にまたがる宗谷管内では沖合底びき網漁、底建網漁業、刺し網漁業、中型まき網漁業、オホーツク海の北見管内では沖合底びき網漁業、底建網漁業、定置網漁業、刺し網漁業というふうになっております。

次に、表の真ん中の列にそれぞれの資源管理措置の内容をお示ししております。資源管理措置の内容につきましては、全体として漁獲努力量の削減措置としまして、操業日数や操業期間等の短縮が柱となっておりますが、宗谷及び北見の沖合底びき網漁業においては漁獲量の削減にも取り組んでおり、また、沿岸の一部地域では目合規制や入網回数削減についても、操業期間の短縮とあわせて取り組んでおります。

次に、平成25年のそれぞれの地区、漁業種類の取り組み実績についてですが、一番右の列にそれぞれお示ししております。一部、事前に取り決めた取り組みを実行するだけの漁獲状況に満たなかった地域・漁業種類もございますが、それ以外の地域・漁業種類につきましては、事前に取り決めた操業日数の削減や操業期間の短縮、また目合規制や入網回数削減等に取り組まして、各地区・各漁業種類ともに漁獲努力量または漁獲量について、従来と比しておおむね3割程度の削減を実施している状況にあります。

以上のとおり、ホッケに関しては関係する道内の漁業者が一丸となって行動し、これに行政や試験研究機関等がしっかりと協力していくというような体制の下で資源管理に取り組んでおります。

私からの説明は以上です。

○事務局（城崎）

それでは、私から引き続き資料 2 - 4、横置きの 1 枚紙で、もう少し統括的な話をしたいと思います。

これまでのカタクチイワシとブリの 2 魚種に加えて、今紹介がありました 3 魚種について 1 つの紙にまとめたものでございます。

まず、カタクチイワシにつきましては、若干これまでのおさらいということもあるかもしれませんが、まず現状の認識としますと対馬、瀬戸内海、太平洋の 3 つの系群がございしますが、系群ごとに資源状況は異なっているという実態がございします。また、資源や漁獲というものが海洋環境によって非常に大きく影響されるということ、シラスから成魚まで、さまざまな生活史のレベルで満遍なくかつ非常に多くの知事管理漁業で漁獲されているということ、一部の地域では既に資源管理の取り組みが行われている、そのような状況がございします。

そのような状況を踏まえますと、系群ごとあるいは地域ごとに資源管理に取り組むこととしても、いわゆる数量管理による効果というものがなかなか見通せない状況でございしますので、漁獲努力の管理を通じて資源管理を進めていくということをもまず基本にすべきではないかと整理をしております。

その上で右側になりますが、今後の取り組みや課題としましては、系群ごと、地域ごとに資源管理に取り組む体制を整備して、その中で関係者が資源や漁獲の動向を情報共有して、そして取り組むべき措置というものを検討していくことが必要であろうと、そのように考えております。

ブリにつきましては、これはカタクチイワシと同様でございまして、資源や漁獲が非常に海洋環境に大きく影響されるということでもあります。また、もともと非常に広域な回遊経路を持っておりますけれども、現在も分布域が北上するような状況となっているということがございします。従いまして、個別個別ではなくて、全国が一つになって資源管理に取り組む必要があると考えております。

しかしながら、漁獲の半数ぐらいが定置網、刺し網などの数量管理を初めとする、いわゆる漁獲の管理自体に技術的な課題がある漁業が多く含まれているのも実態でございします。かつ、資源状態が現在は高位、増加の傾向にあるという状況でありますので、今すぐに漁獲の抑制という必要はないのかもしれませんが、資源状態が良好な今のうちから、この広域漁業調整委員会の場などを通じて関係者が資源や漁獲の情報を共有しなが

ら、例えば定置網ではいかなる対策をとり得るのかということも含めて検討をしていく必要があるというふうに考えております。

ホッケにつきましては、先ほどご紹介したとおり、現在、漁業者が主体となりまして資源管理の取り組みが行われている最中でございます。数量管理や漁獲管理に技術的な課題があります定置網などを含めまして、ホッケに関係する漁業者が協力して取り組む措置としましては、漁獲努力の管理というものを基本にするのがよいのではないかと考えております。現状では、漁業者の取り組みが進行中でございますので、これらの進捗状況というものをしっかり見守っていくということが必要であると考えております。

また、ウルメイワシとマダラにつきましては、今、資源状況、漁業実態、また資源管理のあり方というものを、とりあえず今回まとめて報告した状況でございます。いずれの魚種につきましても漁獲される地域が比較的限定されているという状況があるものですから、これらの実態も踏まえながら、また他に議論が進んでおります、例えばカタクチイワシの例なども参考にしながら、資源管理のあり方というものを考えていきたいと思っております。

なお、いずれの魚種につきましても、それぞれの魚種ごとの取り組み状況をこの広域漁業調整委員会に報告し、情報を共有して、そして皆様で議論をしていきたいというふうに考えておりますので、これからもどうぞよろしくお願いいたします。

本件については報告は以上でございます。

○橋本会長

ありがとうございました。

広域魚種の資源管理についての2番目のTAC対象候補魚種について、5魚種について取り組み状況等の説明がございました。今の各位からの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

これらの魚種について、取り組み状況あるいは管理の方策等について、広域の漁調委にも引き続き報告がなされると思いますが、何か特段ございませんでしょうか。

それでは、よろしければ——清野委員、どうぞ。

○清野委員

ありがとうございます。たびたびコメントさせていただいている件なのですが、こういう資料はすごく文字ばかり、要するに専門的で、一般の方にも、これだけやはり漁獲

制限とかの漁業者の自主的な削減というのが行われているのを、是非もうちょっとわかりやすく伝えていただくのはあるかなと思うんです。例えばホッケとかも3割削減というのはやっぱりかなりすごいことだと思いますけれども、それをどういうふうに見える化していくかというのはずっと課題だと思います。水産庁のホームページも資源管理の部屋とかよく拝見させていただくんですけども、依然としてやはり専門性が高い資料が多いので、是非こういうものとかも、飲み屋さんで出てくるような魚種ではありますので、話題づくりというか、そういう削減を自主的に決めた現場の声みたいのも、もっと資料とか数字だけじゃなくて生の声を社会に届けていただくといいのかなと思っております。

以上です。

○橋本会長

ありがとうございました。

清野委員からは、毎回、委員会でそういう一般の国民、消費者に向けて、せっかく漁業者さんたちがものすごく苦勞してこういう取り扱い管理をしているのですから、それをわかりやすく一般国民に伝わるような何か方策を工夫して——いろんな機会もあると思いますけれども。ということでしたので、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかにこの5魚種について何かございますでしょうか。

野村委員、どうぞ。

○野村委員

鹿児島島の野村ですが、今の5魚種でありますけれども、ブリなんかは非常に増えているのに管理する必要があるのかどうか、ちょっとそれでお伺ひしたいんですけれども。鹿児島島で獲ってもまだ増えている状況なので、どういうふうな管理をすればいいのかなというのがちょっとわからないもので、伺ひます。

○事務局（城崎）

確かに、ブリは今の資源の状況を見ますと、この表にも書いてありますが、早急に漁獲の抑制が求められる状況にないというところではあろうかと思っております。しかしながら、いつかの時点で資源が悪化しかねない状況も将来的にあるわけがございますので、そのときに、いかに今の時点から心構えを整えるかということは必要だと思っております。なかなかその問題意識をどういうふうにつかというところではあろうかと思ひ

ますけれども、そういうことを含めてこれからは議論していきたいと思っております。

○野村委員

そういう意味ですか。わかりました。

○橋本会長

よろしいですか。これ、ちょっと字に書いてあるので、多少誤解を得るかもしれないけれども、すぐにブリについて何か制限を加えるとか、そういうことではなくて、ただ、非常に広域な分布も広がっているような魚種であるから、そういう広域的な資源管理のやり方を転ばぬ先の杖として今から検討していったらどうかということだと思います。

福田委員。

○福田委員

カタクチイワシとブリの関係はどうなっているんでしょうか。種間関係ですけども。

○橋本会長

福田委員は、カタクチイワシとブリの……

○福田委員

カタクチイワシをブリが食べるわけですよ。

○橋本会長

それぞれの資源の関係とか相関はどうなっているかということですか。

○福田委員

片方が増えると、基礎になるカタクチイワシを食べているというわけですね。その関係ですね。ブリはブリの数値だけ、カタクチイワシはカタクチイワシだけの数値ですけども。

○加藤室長

お答えいたします。

資源の評価につきましては、それぞれのブリ、カタクチともいろいろな漁獲実態というデータをもとにしてやっておりますが、その中には捕食関係というところまでは十分反映されていません。というか、逆にどれだけ親魚があるか、あるいはどれだけ卵が産まれているかというようなことをもとにして現在の資源評価というのをやっておりますので、要するに、片一方が増えれば片一方が減るという直接的な関係が今、明確にな

っているわけではないということです。

○橋本会長

なかなかそこまで資源評価のほうに加味はしていないと。結果として、そういう親魚だとか、そういうものでそれぞれの魚種ごとに評価していると。

ほかによろしいですか。ちょっと時間も大分迫ってきて、まだまだ議題が後にありますので。

それでは、もしよろしければ、このぐらいで広域魚種の資源管理についての2番目のTAC対象候補魚種についての議案を終わりにして、次の広域魚種の資源管理についての3番目のトラフグについて、トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群の資源管理に向けてという資源管理についての事務局からの説明をお願いしたいと思います。

○事務局（城崎）

長時間の議論で申しわけありません。手短かに終わらせたいと思います。

資料2-6をご用意いただきたいと思います。トラフグの日本海・東シナ海・瀬戸内海系群ということで、トラフグの太平洋にいる系群とは別の系群についての資源管理でございませぬ。

このトラフグは、いわゆる東シナ海でのトラフグ、瀬戸内海のほうにも分布・回遊しておりますので、先日の13日に開催されました瀬戸内海の広域漁業調整委員会の場でも同様資料を使って、資源管理の共通認識を得るための議論をさせていただきました。

早速ですけれども、初めの1ページ、2ページ目は、これは皆様どこかでご覧になったことがあるかもしれませんが、トラフグ、非常に広範囲に分布・回遊しているという状況でございませぬ。

そして、資料の4ページをお開きいただきたいんですけれども、資源評価でございませぬ。長期の資源評価の指標がないものですから、これまでは南風泊の取扱量をベースに議論しておりますけれども、近年、非常に資源の低下が続いていると。資源状況は低位で、動向は減少傾向にある、そういう状況でございませぬ。

そして、5ページをご覧いただきたいんですけれども、5ページ、これはトラフグを漁獲している県の内訳でございませぬ。全部で20府県ございませぬ。いわゆる九州の西岸から日本海、瀬戸内海まで幅広く漁獲されているという状況でございませぬ。

そして、その漁獲の多様さを示すものが、もう1ページめくって、6ページにいきま

すと、丸がいろいろ書いてございます。これは先ほどありました20府県分の漁業の中身を漁業種類別に色分けをしたものでございます。一番上の小さい丸が5トン以下のもの、ちょっと大き目の中型の丸が1万トン以下のもの、左側にあるちょっと大き目の丸3つ、これが1万トン以上のもの、そして一番大きいものが40万トン以上のものというふうにやっておりますけれども、ここで申し上げたいのは、非常に多岐な漁業種類にわたってとられているということが一目瞭然とおわかりになれるかと思っております。

そして、資料の7ページをお開けいただきますと、こちらは先ほどのトン数のものを尾数に換算し直しまして、それがどういう状況でとられているかというものを示した図でありまして、この青の部分の0歳と赤の部分の1歳、いわゆる未成魚の部分が7割以上を占めると。そのような偏った漁業の実態にあるという資料でございます。

そして、8ページ、9ページ、10ページにつきましては、それぞれの0歳あるいは1歳、2歳、それがどういうところでどういう漁法をとられているのかということを示した図でありまして、0歳、1歳では瀬戸内海での水揚げが多いということ、また、10ページ目では、2歳以上では、これは瀬戸内海、日本海や東シナ海のはえ縄の水揚げが多くなってくると。そのような資料でございます。

そして、11ページは、これはトラフグの生態の面でありますけれども、いわゆる再生産成功率、親からどれだけ子供が生き残るかという状況であります、これが近年ずっと下降ぎみになっているということが非常に危惧されるところであります。

そして、12ページをお開きいただきたいんですが、12ページはトラフグにかかわりまず漁業の取り組み、資源管理の取り組みが書いてございます。

1つ目ははえ縄でありまして、これは先ほど来議論になっております広域漁業調整委員会、委員会指示で担保している部分であります、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、広島県のはえ縄の漁業者の方々が中心となって検討会議が開催され、そして休漁期間や小型魚の再放流、そして操業隻数の上限というものを決めて、それを委員会指示で裏打ちをします。そういうような体制になっているということでございます。しかしながら、この対象水域というのは熊本県から山口県西部でありまして、瀬戸内海、有明海、八代海、この辺内海が含まれていないという状況でございます。

一方で、沿岸漁業につきましては、先日、各県にアンケートをさせてもらいましたけれども、それを見ますと、各県が独自に取り組みをしていると。各地で漁具の規制です

とか小型魚の再放流というのも大きさはまちまちながら取り組みがなされていると。そのような状況がわかってきております。

そして、13ページ、14ページには、最近の放流の状況を書いています。近年、150万～250万程度の人工種苗の放流が関係県の協力によって実施されてきております。最近では放流の有効化といいまして、大きいヒレのきれいな稚魚を本来の生息地に放流するというので、放流の効果を上げてきております。その結果、14ページにありますように、0歳魚資源における放流の割合というのが高まってきているという状況がございます。これを見ますと、放流効果はあるんですけども、天然の資源が減少傾向にありますので、放流効果が上がっているからといって、喜ばしい状況ではないというところになっております。

そして、資料の16ページをご覧くださいなのですが、今ご説明したような漁業の実態を踏まえた上で、トラフグの資源評価をしております瀬戸内海水研のほうで、今後の資源量の将来予測のシミュレーションをした図であります。一番下の紫色のもの、これが現状の漁獲圧と現状の放流を継続した場合、その場合でも現状の漁獲圧が継続する状況では、資源は減るであろうと、そのような予測であります。緑色の図は、現状の漁獲圧で、先ほど申し上げた放流の有効化というものを全てに放流の有効化をした場合であると、若干現状維持程度にはなるだろうということ、それ以外の赤と青につきましては、全ての放流を有効化した上で漁獲の圧力を8割、9割にした場合、この場合には資源というものが上向きになるだろうと、そのようなシミュレーションが出てきております。

先ほど、生態の面から再生産性効率を高めるということが資源回復の近道であろうとは思いますが、その生態がなかなかわからない面があるということ踏まえますと、漁獲圧の削減と放流の組み合わせ、これが現状では一番とり得る策であろうと考えられます。

その上で、一番最後のページであります、今後の資源管理の進め方のイメージとしては、まずは漁業者の方々が取り組む際の下支えになります科学的な知見の充実というものが必要だろうと考えております。その上で、まだまだ漁業実態、わからないところがありますので、漁業実態のさらなる把握が必要であろうと。かつ、各地でトラフグを食べる食文化、色々なものがございます。また、流通経路も多岐にわたっておりますので、そういう利用の形態や流通、価格、こういう面もある意味含めて情報収集する

必要があると思っております。その上で、やはりトラフグというものが非常に広範囲に回遊しているということを見ますと、関係県の関係漁業者がまずはこのトラフグの資源の現状というものを、きちんとした共通認識を持つということが必要であると整理しております。

その先に、一番下の矢印以降になりますが、はえ縄漁業につきましては、これまでに積み上げてきた取り組みはあるということは非常に敬意を表するものでありますが、これまでの取り組みを検証して、継続するものあるいは強化をすべきもの、そういう整理をする必要があるというふうに考えております。また、未成魚の漁獲が多い漁業につきましては、この未成魚の漁獲を抑制する方法というものを検討する必要があるというふうに考えております。しかしながら、取り組むべき漁業の地域や内容は、漁業の実態や地域の実情を踏まえて、これは十分調査・調整する必要があるというふうに考えております。加えて、資源の下支えをします種苗放流の適切な展開もあろうというふうに思っております。

以上のようなことの全体のイメージを持ちまして、水産庁としますと、できるだけ早いうちに一度、関係者が集う会議のような場を設けまして、まずはこの資源管理に向けた共通の認識を持った上で、次のステップに進めていきたいと考えております。なかなか全部一度に進めることができませんけれども、できるところからこの資源回復に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○橋本会長

ありがとうございました。

トラフグについては、この日本海・九州西の広域漁業調整委員会では、はえ縄についてずっと資源管理に関する議論を続けてきたわけですが、どうもこういった情報を手にすると、広域漁業調整委員会の区域をさらに超えた取り組みをしていかないと、なかなかここまで落ち込んだ資源については回復の方策を見つけるということが難しいんじゃないかということで、これは瀬戸内の海区委員会にも説明を同じようにしていただいたというふうに思いますので、まずは関係者の共通理解の醸成等から進めていきたいということでございます。

説明に関しまして何かご質問とかご意見とかございますでしょうか。

清野委員。

○清野委員

今回、トラフグについて非常に詳細な情報をありがとうございました。有明海は、今、二枚貝とかノリだとか、そういう部分でかなり漁業の問題が出ているんですけども、トラフグについてもかなり有明海が重要な場所になっているというのは、今回改めてわかりました。それで、有明海とか八代海の再生の議論というのは、そういう特別措置法の関係で環境省のほうに事務局があつたりするんですけども、そこでもっと本当はこういう問題と情報交換をするといいんだと思いますので、今後、トラフグの重要な生息区域の有明海も瀬戸内海も両方とも環境保全の特別措置法がありまして、かなり砂利の問題とか水質の問題とか栄養塩の問題、情報はあるんですけども、魚類までまだ回ってなかったので、そういう点からも是非呼びかけて、トラフグがこういう状況にあるというのを、せつかく特別措置法があるところは、そういう枠組みを使われて、関係する行政、多分野に告知していただけたらと思います。ありがとうございました。

○橋本会長

ありがとうございました。貴重なご意見をありがとうございます。

ほかにこのトラフグの取り組みについて、何かコメントでもご意見でもいいんですが、よろしいですか。

広域魚種の資源管理について、3番目のトラフグについてはこのぐらいにいたしまして、議題3の最後の(4)でございますが、その他の広域魚種の資源管理についての取り組み状況についての説明でございます。本委員会に関連する日本海西部・九州西海域のマアジの資源管理、それから、本委員会に先立ち開催されました九州西部会で南西諸島海域のマチ類の資源管理について、事務局より2つ報告をお願いしたいと思います。

○事務局(島崎)

日本海西部・九州西海域マアジ広域資源管理方針の概要についてご説明いたします。九州漁業調整事務所沖合課の島崎と申します。失礼します。座って説明させていただきます。

それでは、資料2-7、広域資源管理方針の概要についてご説明いたします。

先般、取り組み団体による広域資源管理検討会議を開催いたしまして、日本海西部・九州西海域マアジ資源管理方針の改定について検討いたしました。マアジ、マサバ、マ

イワシは、ご承知のとおり広域に分布している資源でございますので、広域的な取り組みが必要となっております、今まで同様、各組織、連携をとりつつ継続して取り組むことといたしました。

改正の中身ですが、3番、取り組み状況について、こちらは最新の資源評価結果を反映させたことに伴い、マイワシの取り組みの目標として、「小型魚への漁獲圧が増大しないよう取り組みを行いつつ、親魚量の維持・回復を図ること」と表現を修正いたしました。もう一つは4番、講じる措置でございます。ここは、特定漁港漁場整備事業により長崎五島西方沖に設置されました湧昇流漁場での対象魚種の操業自粛について取り組みを追加しております。このほか6番、方針の実施期間ですが、現在の方針は本年3月までが期限でございますので、これを1年ごとに更新し、また必要に応じて見直しを行うことといたしました。

加えて、前回の広域漁業調整委員会では定期休漁と漁場移動についてご説明いたしましたが、その後も各組織、取り組みを継続されておまして、26年2月までの取り組み状況をまとめたところ、合計29回の漁場移動を実施しておりますことをご報告いたします。

以上でございます。

○事務局（佐藤）

引き続き、本委員会の前に開催されました九州西部会にてご説明させていただいた南西諸島海域におけるマチ類の広域資源管理の取り組みについて簡単にご説明いたします。

資料2-8、裏をご覧ください。現行のマチ類広域資源管理方針が本年3月31日で終了することに伴いまして、広域資源管理検討会議と関係者間で検討いたしまして、平成26年3月6日のマチ類広域審議会検討会でマチ類広域資源管理方針が作成されました。資料につきましてはその概要でございます。内容につきましては、引き続き保護区の設定、小型魚の保護、また、実施期間につきましては、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの間とし、必要に応じて見直すこととなりました。また、沖縄県におかれましては、取り組みの実効性を担保するために、本年3月14日付で沖縄海区漁業調整委員会において委員会指示の発出をしていただいております。

説明は以上でございます。

○橋本会長

ありがとうございました。

広域の魚種の資源管理についての最後の議題で、その他の広域魚種の資源管理ということで、日本海西部・九州西海域のマアジ——マイワシ、サバも含めてですが——、それから、南西諸島海域のマチ類についての新しい資源管理方針の概要等の説明がございました。何かこの2点についてご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、ずいぶんクロマグロから長くかかりました議題3をこれで終了いたしまして、次に議題の4、これは平成26年度、来年度の資源管理関係の関係予算についての説明を事務局からお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○事務局（城崎）

それでは、資料3の予算の関係でございますが、ちょっと時間が迫っている関係と、あと、この後に残されておりますその他の課題でしっかり説明したいというふうに思っておりますので、この予算の資料につきましては後日ご覧になっていただくこととして、説明は割愛させていただきたいと思っております。基本的に、中身は昨年秋と変わっておりません。数字が若干変動しておりますが、今現在、国会でご審議いただいている状況でございます。

非常に簡単でありますけれども以上でございます。よろしく願いいたします。

○橋本会長

ありがとうございました。

だいぶん時間も押して、この会議室が5時までしか使えないらしいので。資源管理関係の予算については、報告、まだ最終決定も国会のほうでしておりませんし、見ておいていただきたいと思います。

それでは、次の議題、その他に移りますが、事務局から3点ほど報告事項があるとのことでございますので、説明を順次お願いしたいと思います。

○加藤室長

それでは、資料4をごらんください。

冒頭、枝元部長からのご挨拶でも申し上げましたが、現在、水産庁としまして、「浜の活力再生プラン」、これを各地でつくっていただき、各浜の所得の大幅な増加というもの

を目指して、それぞれ対応していただきたいということで、支援策を策定しております。

1枚めくっていただきますと、浜活プランによる再生プロジェクトということで、この中身についても既に皆様ご承知のことかと思えます。各地域に水産業再生委員会というものを立ち上げていただき、そこでプランを作成するに当たりまして、国による支援を行いたいということでございます。25年度補正予算で1億5,000万、26年概算決定額として5,000万ということでございます。現在、約100プランが各地域でつくられているということと、現時点、確認している段階では、今後さらに100地域でのプラン策定が計画されているということでございます。

次に、資料5をご覧ください。

これは「浜の応援団」に関してのプロジェクトでございます。水産日本の復活に向けまして、1枚めくっていただきますと、スライドの2番から3番というところにかけて記載しております。各浜で様々な問題があるかと思えます。販売対策等々もあるかと思えますが、その際に現場の取り組みについて協力してくれる方を登録をしていただいて、より有効に活用していただきたいということでございます。

これにつきましては、一番最後のページに浜の応援団プロフィールというのがあります。これはホームページ上からそれぞれ、例えば養殖ですとか加工、流通、小売りあるいは観光というようなことに専門的な知見を有されている方を、ここに登録をしていただいて、これを水産庁のホームページの中に掲載し、各浜の方々がこの応援団とうまく連携をして、様々な対策を進めていただきたいということでございます。

これにつきましては、資料にそれぞれ水産庁の担当課を記載してございます。何かご不明の点がございましたら、それぞれの担当のほうにご連絡いただければと思えます。

説明は以上です。

○橋本会長

もう一つ。

○加藤室長

よろしいですか。

○橋本会長

引き続きどうぞ。

○加藤室長

それでは、最後の資料になります。資料6をごらんいただけますでしょうか。

これも冒頭、部長の挨拶の中でもご紹介させていただきました。来週3月24日を第1回としまして、資源管理のあり方検討会というのを立ち上げることになっております。開催の趣旨につきましては、記載のとおりでございますが、今後とも資源の回復と漁業生産の維持増大を実現するために、いま一度、現行の資源管理体制につきまして分析をし、課題を整理し、検討を進めたいと思っております。

検討事項の②にございますが、検討に当たりましては、一般論に加えまして、具体的な魚種として太平洋クロマグロ、スケトウダラ、トラフグなど、現在資源が非常に悪化している魚種を事例としまして、今後の資源管理の進め方について検討をさせていただきたいと思っております。また、その際にはIQ方式の導入の可能性等についても議論をする予定ということになっております。

検討のスケジュールでございますが、今月末の第1回から、おおむね月1回のペースで開催をしまして、6月中を目途に取りまとめを行うということにしております。また、この会議、全て公開としております。ぜひ関係者の皆様もご参加といえますか、傍聴等をしていただけると大変助かります。よろしくお願いいたします。

裏面に検討会の委員案とありますが、これで決まっております。記載の委員、それぞれ水産資源学あるいは漁業経済学というご専門の学識者、また各漁業団体を代表した委員、また関係する地方公共団体の方というような形で構成をしております。

説明は以上です。

○橋本会長

ありがとうございました。

議題4の資源管理関係予算、それから予算にも関連した「浜の活力再生プラン」、それから「浜の応援団」、最後に今現在の資源管理のあり方検討会の説明でございました。議題4と5、まとめてもし何か質問等ありましたら、この機会にお伺いしたいと思います。何か質問でも構いませんけれども、ありますでしょうか。

清野委員もぜひ「浜の応援団」に登録いただいて。

よろしいですか、この予算に関連した話。

○清野委員

ちょっと一言。きょう、資源管理のかなり厳しい状況で、私は九州地区も本当にまき

網の方が住んでいる漁村とかは、このままだと人がいなくなるのではないとか、かなりそういう話が出ております。今、会長が言われた「浜の応援団」ということで、もっと地域で共有しながら、そういったあの辺の漁業を支えてこられた方々をどうできるかというのをまた考えていきたいと思っておりますので、非常に重要な、具体的に参加や助けられる、あるいは一緒にやれる政策だと思っておりますので、私も登録したいと思っておりますけれども、みんなにも紹介したいと思っております。ありがとうございます。

○橋本会長 それでは、この議題4、5に係りましてはよろしいでしょうか。

最後に、本日の議題はこれで用意されたもの全て終わりましたけれども、せっかくの委員会の機会でございます、皆様方から何か、何でもご意見等ございましたら、ご発言いただければと思います。いかがでしょうか。

志幸委員、どうぞ。

○志幸委員

時間もあれですので、昨年の広域、私、石川県からの要望、水産庁に対して要望並びにお願いですね、皆さんの理解ということで私、主張したと思うんですけれども、また本年度も、大型イカ釣り漁業はおかげさまで今年は豊漁でございました。しかし、海区が全然違う北のほうであったわけでございます。私の昨年の主張については、日本海の大和礁の付近の問題でございます。今、大久保委員がおられませんが、大久保委員も昨年同じことを言っておられました。中国漁船、韓国漁船、いろいろ台湾の東シナ海のイカの産卵付近において無謀操業が行われている。資源管理型が全然行われていないんじゃないかということで、その中国船が大和礁へ来て、いろいろと無謀操業をするということで、日本漁船が困るということで、それと同時に昨年、大久保委員が言われたとおり、東シナ海で産卵するイカを虎網漁業というのかな、そういうもので乱獲すると、それが今後数年後にはいなくなるのではという懸念が生じられるということでございました。私もそう思います。日本沿岸の今これから秋産まれ、冬産まれ、いろいろ北上するイカ資源については、恐らくや枯渇が激しくなるかなと思います。

本年度、皆さんもご存じのとおり、本日はまき網の方々、いろんな話を聞いておりましたが、恐らく正直言って、忘れましたが、ブリとイワシの関連とかいろんなものを言われました。それについては必ず関連性があると思うんですよ。そういうことで、清野さんも言われました。清野さんの言葉でないけれども、やはり乱獲というものは必要じ

やないと思いますし、それから、需要と供給のバランスをひとつ皆さんでこれから協議するという時間も必要じゃないかなと思うんですよ。石川県はおかげさまで資源管理は結構漁民の方は理解があって、まき網でも、いろんな魚種でも、結構この頃はトラブルがなくなりました。そういうことで、やはり皆さんのほうもいろいろと、船が大きかった人は小さくしたり、漁業形態を小さくして、今この燃油の高いときに頑張っただけでございまして、今後またそういうものも水産庁の方はご指導していただきたいなど。それから、監視の体制をより一層強めてほしいと思っております。

以上です。

○橋本会長

ありがとうございました。志幸委員におかれては、毎回、委員会のときに貴重な提言をいただいております。何か水産庁のほうから。

○熊谷課長

どうもありがとうございます。多岐にわたる多方面からの様々なご指摘ありがとうございます。

特に今回、やっぱり外国漁船をどう見るかというのが非常に重要なテーマだと考えております。そうした中で、やはり外国漁船が違法にいますので、しっかりと取り締まるということは私どもの務めでございます。でなければ、我が国の漁業者の皆様がご苦労しているということが報われないということでございます。そういった意味で、取り締まり体制の強化ということを私も今の席につきましてから取り組んでおりまして、来年、幸いなことに補正予算で1点は大型の調査船を取締船に改装することが認められまして、さらに来年におきましては用船を2隻の増隻ということで、その1隻はまた大型の船ということでございますので、そういった船、官船、それから用船、こういった取り締まり体制を十分に尽くしまして、皆様のご懸念を少しでも解消できるように努力していきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○橋本会長

ありがとうございました。

水産庁の取り締まりに対する予算的なそういった措置も含め、それから水産庁のホームページを見ていると、中国船の不法操業を取り締まっている結果とか、そういったものもこのところ出ているようでございます。

志幸委員、よろしいですか。そういった形ですね。

○志幸委員

私は全国的にいろんな外交問題なんかでも今の対応問題、見ておるんですが、今、1年1年、日本を愛する代表者が出てきてやっているなということで、また熊谷課長さん、より一層強化して、自分の国を守るような、水産業を守るような格好でやってください。お願いいたします。

以上です。

○橋本会長

ありがとうございました。

それでは、時間もだいぶ迫ってまいりまして、皆様のご意見も出尽くしたようでございますので、この辺で会を閉じたいと思いますが、よろしいでしょうか。

事務局におかれましては、本日いただいた貴重なご意見等を踏まえまして、今後のこの広域委員会の運営に活用していただければと思います。

それでは、引き続き事務局から次回の委員会の開催予定について説明をお願いします。

○事務局（城崎）

例年どおり、今年の11月ごろに次回の委員会を開催したいと考えております。日時、場所等につきましては、各部会との関係もありますので、会長及び委員の皆様方にまたご都合を伺いながら日程調整を進めていきたいと思っております。その際にはまたよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○橋本会長

ありがとうございます。

次回の委員会は例年どおり11月ごろに予定されているということでございます。委員の皆様方にはよろしくご予定をお願いしたいと思います。

それでは、本日の委員会はこれにて閉会をしたいと思います。委員各位あるいはご臨席の皆様方には、議事進行へのご協力あるいは貴重なご意見をありがとうございました。

なお、冒頭に申し上げました議事録署名人に指名をさせていただきました兵庫県の吉岡修一委員、農林水産大臣選任委員の濱村尚登委員、このお二方には後日、事務局から本委員会の議事録が送付されてまいりますので、署名をよろしくお願いいたします。

それでは、大変長時間、途中で休憩もとらずにご苦労さまでございました。これもちまして第23回日本海・九州西広域漁業調整委員会を閉会とさせていただきます。

どうも長時間ありがとうございました。

以上は、審議内容と相違ないことを認め、署名押印する。

会長

議事録署名人

議事録署名人